

せいり ばんごう 整理番号	4-8-5	そうだん 相談レベル	3
ぶん らい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう むく 項目	りこん 離婚するとき		
ない よう 内容	りこんさいばんちゆう せいかつひよう 離婚裁判中の生活費用		

1 想定される質問の背景

- 離婚しようと考えているが、自分に収入がなく、裁判になって長引くと生活が困る。
- 離婚したいが、裁判費用がない。

2 基本的な質問と回答

相談者 自分には収入がないので、離婚裁判中、生活費をどうしたらよいでしょうか？

回答者 在留資格が特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の場合には、生活保護制度が準用されます。生活保護の手続きは、外国人登録した居住地の福祉事務所に申請します。なお、本人が超過滞在者など、在留資格を有しない場合でも、子供が日本国籍であれば子供に生活保護が適用されます。

- ⇒ 保健福祉事務所 13-4-4へ
- ⇒ 生活保護 5-1-1へ

相談者 現在は日本人の配偶者等の在留資格ですが、離婚するとその在留資格の更新ができなくなると聞いています。その時は、生活保護も打ち切られるのでしょうか？

回答者 在留資格の変更申請を行い定住者の在留資格が認められた場合には、生活保護は継続されることになります。

- ⇒ 離婚後の在留資格更新 4-8-4へ

相談者 離婚裁判するお金がありません。どこか貸してくれる所はありませんか？

回答者 裁判にかかる費用がない場合は、法律扶助制度を利用して費用を借りる(立て替えてもらう)ことができます。借りられるのは、弁護士を選任、訴訟費用、弁護士手数料、弁護士成功報酬、保証供託金で、裁判に勝訴し金銭が入った場合にはその中から立て替えてもらった費用を返還します。入金額が少ないときなどは、3年以内の割賦返還や、返還猶予、執行後の免除もありますので、財団法人法律扶助協会神奈川県支部(横浜市中区日本大通9 電話045-211-7702)とよく相談してみてください。

3 派生する質問と回答

相談者 子供を養うために、生活保護のほかにも助けてくれる制度はありませんか？

回答者 児童扶養手当などの制度があります。

- ⇒ 児童福祉 5-1-2へ

メモ欄
